

津市学校給食用物資の調達等に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、学校給食用物資（以下「給食物資」という。）の調達及び納入者の選定並びに給食物資の検査等の衛生管理に関し、必要な事項を定めることにより、安全で良質な給食物資を安定的に調達し、もって安全安心な学校給食の提供に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において「学校給食用物資」とは、学校給食の実施に当たり使用する物資であって、児童生徒等に提供する給食の調理に使用するもののほか、牛乳、パンその他の直接提供する食品及び非常時に備蓄するもののことをいう。

(津市学校給食用物資納入者名簿への登載)

第3 学校給食用物資を納入しようとする者は、原則、津市競争入札参加資格者名簿に登録するとともに、津市学校給食用物資納入者名簿登載申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、1の申請があったときは、その内容を審査し、適格と認める者を津市学校給食用物資納入者名簿（以下「給食物資納入者名簿」という。）に登載するものとする。

3 給食物資納入者名簿の有効期間は4年とし、市長が4年ごとに定める期間に申請を受け付けるものとする。

4 3の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、随時、申請を受け付けることができる。

5 4の規定により登載された者の登載期間は、3に定める有効期間の末日までとする。

(書類等の変更事項の届出等)

第4 給食物資納入者名簿に登載された者（以下「登載者」という。）は、登載内容に変更が生じたときは、速やかに津市学校給食用物資納入者登載事項変更届（第2号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、次に掲げる者から、登載者の資格の承継をしたい旨の書面（事業の承継に係る証拠書類を添付したものに限る。）による申出があったときは、審査の上、当該承継を認めることができる。

(1) 相続により登載に係る事業を承継した者

(2) 個人である登載者が設立した会社であって、登載に係る事業を譲り受け、かつ、当該個人が代表者に就任した者

(3) 登載者である会社の登載に係る事業を事業譲渡、合併又は、会社分割その

他の事由により承継した会社であって、その代表者が登載者である会社の代表者であった者

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者
(納入者選定)

第5 給食物資の調達にあたっては、登載者から選定するものとする。

- 2 給食物資の調達における登載者の選定は、登載者の所在にかかわらず、納入を希望する給食物資及び区分に応じて該当する全ての登載者を同順位で指名するものとする。

(給食物資調達の区分)

第6 給食物資の調達は、次の各号に掲げる区分ごと、必要に応じて、調理施設ごと等に行うものとする。

- (1) 津市中央学校給食センター
- (2) 津市香良洲学校給食センター
- (3) 津市一志学校給食センター
- (4) 津地域
- (5) 久居地域
- (6) 北（河芸・芸濃・美里・安濃）地域
- (7) 白山・美杉地域

(給食物資の調達方法)

第7 給食物資の調達は、給食物資の種類、使用量その他の条件を勘案して行うものとし、原則として指名競争入札又は地方自治法施行令第167条の2第1項の規定による随意契約（以下「入札等」という。）で給食物資を納入する者（以下「納入者」）を決定するものとする。

ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 畜産振興の観点から、三重県において納入者を一括で決定するもの
 - (2) 三重県内の市町教育委員会から推薦を受けた炊飯工場、パン製造工場を参考に、公益財団法人三重県学校給食会において三重県内の市町村ごとの納入者を一括で決定するもの
 - (3) 地産地消の観点から納入者と別途覚書等を締結するもの
 - (4) 納入者が事故等により、給食物資を納入できないなど緊急的な事情が発生したもの
 - (5) その他市長が必要と認めるもの
- 2 給食物資の調達にあたっては、必要に応じブロックごとに設置する給食物資選定委員会の意見を聞くものとする。

(規格書及びサンプル物資の提出)

第8 入札等に参加しようとする登載者は、津市の指定する日時までに必要に

応じ規格書及びサンプル物資を提出するものとする。

（給食物資の発注）

第9 市長は、納入者に対し、学校等に納入する給食物資について、発注書により指示するものとする。

（給食物資の納入）

第10 納入者は、発注書に基づき、指定された日時及び場所に給食物資を納入しなければならない。

2 納入者は、納入する給食物資が発注書に適合し、かつ衛生的に管理されたものであることを確認しなければならない。

3 市長は、納入された給食物資について検収を行い、その結果、発注内容に適合しないと認めるときは、納入者に対し当該給食物資の交換その他必要な措置を求めることができる。

4 納入者は、給食物資の納入が困難となったときは、直ちに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（代金の請求）

第11 納入者は、検収に合格した給食物資に係る代金について、毎月分をとりまとめ、翌月の初旬から中旬までに請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、適法な請求書を受理したときは、当該請求に係る代金を支払うものとする。

（給食物資に関する事故への対応）

第12 市長は、各学校又は学校給食センター調理場から給食物資に関する事故（以下「事故」という。）に関する連絡を受けたときは、当該納入者に対し、直ちに当該給食物資の交換又は不足数量の配送その他適切な事故処置に関する指示を行うものとする。

2 納入者の責めに帰すべき事由による事故に伴う損害及び事故処理に係る費用は、当該納入者の負担とする。

（事故の措置）

第13 市長は、事故があったときは、必要に応じ顛末書を徴し、口頭での注意又は書面での指導を行うものとする。ただし、津市建設工事等指名停止基準別表第1及び別表第2の各号に該当する場合は、この限りではない。

2 事故のうち、異物の混入や不良が発生した場合であって、給食物資の交換等により給食運営に支障を及ぼすおそれがないと認めたとき、または、給食物資の生産及び流通の事情等を原因とする事故であって、納入者の責めに帰すべき事由でないと認めたときは、1の措置は行わないものとする。ただし、園児、児童、生徒等の健康に被害を及ぼすおそれがある異物の混入があった場合や不良の程度が著しいときは、この限りでない。

(納入者に対する調査)

第14 市長は、事故に関し必要と認める場合は、納入者に対して書面又は実地に調査することができる。この場合において、当該納入者は、調査に協力するものとする。

(納入者の衛生管理)

第15 納入者は、給食物資の安全性を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法第51条及び同法施行規則第66条の2に基づく基準を遵守すること。
- (2) 給食物資の製造工場、倉庫又は店舗棟について、良好な衛生管理状態を維持すること。
- (3) 市長から食品衛生監視票の提出を求められたときは、これを提出すること。
- (4) 市長から従業員の検便検査証明書の提出を求められたときは、これを提出すること。
- (5) その他、市長から衛生管理上において必要な記録等の提出を求められたときは、これを提出すること。

(契約規則との関係)

第16 この要領に定めのない事項については、津市契約規則（平成18年1月1日規則第40号）の規定に準じて行うものとする。

(その他)

第17 この要領に定めるもののほか、給食物資の調達に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 学校給食用物資の調達等に関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。